

## 集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の 国会提出に反対する会長声明

1 安倍晋三内閣総理大臣の下で開催されている「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」においては、近時、集団的自衛権行使を容認する方向での議論が続けられている。

そして、政権党である自由民主党は、2012年7月に総務会で決定し、集団的自衛権の行使を可能とすることを内容とする国家安全保障基本法案を次期通常国会に提出すべく、準備を進めている。

2 集団的自衛権の行使とは、日本が外国から攻撃を受けなくても日本と同盟関係にある相手国が攻撃を受けた場合には共同で戦争行為に参加するというものである。

政府自身は、これまで、憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権行使することはその範囲を超えるものであって憲法上許されないとしてきた。

3 憲法前文は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して国際的な平和を創造することを呼びかけ、また、憲法9条は戦争を放棄し戦力を保持しない旨を定める。

第2次世界大戦の戦禍により多大な国民的犠牲が払われたことへの深い反省に立って、平和主義の理念を掲げる憲法が制定された歴史的沿革に鑑みれば、我が国が無用な武力紛争に巻き込まれることを回避すべく、自衛権の行使を必要最小限度の範囲に止まるとした従前の解釈は現在に至るまでなお合理性を有している。

4 しかし、政府は、憲法前文及び憲法9条はそのままに、憲法解釈の変更のみによって集団的自衛権行使の途を開くことを企図している。憲法9条の定める恒久平和主義のような憲法の基本原理を、政府の解釈や新たな立法によって根本的に変更しようとすることは、政府の権力が憲法に制約されることとした立憲主義の根本を搖るがす行為である。

5 よって、当会は、憲法の定める平和主義の理念及び立憲主義の見地から、集団的自衛権の行使を容認すること、及び一般法の制定という手法で平和主義に関する憲法上の規定を空文化しようとする国家安全保障基本法案の国会提出には強く反対する。

2013（平成25）年12月17日

剣路弁護士会  
会長 斎藤道俊